

平成28年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 26,825 戸 |
| (2) 総 給 水 量 | 8,035,818 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 22,016 m ³ |
| (4) 主 な 建 設 工 事 | |
| (イ) 配 水 施 設 建 設 改 良 工 事 | 172,940 千円 |
| (ロ) 上 水 道 拡 張 工 事 | 682,700 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | |
|------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益 | 1,812,513 千円 |
| 第1項 営業収益 | 1,393,947 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 418,563 千円 |
| 第3項 特別利益 | 3 千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 水道事業費用 | 1,642,459 千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,497,703 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 78,928 千円 |
| 第3項 特別損失 | 60,828 千円 |
| 第4項 予備費 | 5,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額531,332千円は過年度分損益勘定留保資金531,332千円で補てんするものとする)。

| 収 入 | |
|--------------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 596,236 千円 |
| 第1項 国庫支出金 | 1 千円 |
| 第2項 負担金 | 32,706 千円 |
| 第3項 繰入金 | 9,676 千円 |
| 第4項 出資金 | 52,950 千円 |
| 第5項 補償金 | 125,900 千円 |
| 第6項 受託金 | 1 千円 |
| 第7項 固定資産売却代金 | 2 千円 |
| 第8項 企業債 | 375,000 千円 |

支 出

| | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,127,568 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 261,423 千円 |
| 第2項 拡張費 | 695,922 千円 |
| 第3項 企業債償還金 | 169,223 千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------------------|-----------|-------|----|--------|
| 細川中継ポンプ場 ほか機械電気設備 更新工事 | 375,000千円 | 証書借入 | 2% | 元利均等償還 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 194,186 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、38,144千円と定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木哲朗